

避難者の方々に住宅を提供している貸主、仲介業者の皆様へ 保険契約方法の変更について

貸主、仲介業者の皆様におかれましては、東日本大震災に伴う避難者の方々に対する借上げ住宅の提供に御協力いただきまして、深く感謝申し上げます。

上記住宅に係る損害賠償保険については、平成25年度以降順次満期を迎えることとなりますが、入居者様を申込人(契約者)とする既存の契約について、平成25年4月1日以降は新潟県の事務受託者である(公社)新潟県宅地建物取引業協会(以下、「宅建協会」)を申込人(契約者)として更改契約及び保険料の支払いをさせていただくこととなりました。

また、上記の変更に伴い、今後は既存の契約分も含めて途中解約に際して発生する解約返戻金の入金先を宅建協会の指定口座とさせていただくことになりました。

つきましては、契約方法、保険料支払い等について下記のとおりとしたいので引き続き御協力をお願いいたします。

なお、本通知は貸主様又は仲介業者様に送付しておりますが、あなた様が保険代理店を兼ねていない場合は、お手数ですが担当の保険代理店へ御連絡のうえ本通知をFAX等で送付いただきますようお願いいたします。

記

1 契約方法

- (1) 満期を迎える保険について、現在の補償と同内容での契約となるように各損害保険会社指定の更改申込書を宅建協会に提出してください。宅建協会が必要事項を記入して返送いたします。

(公社)新潟県宅地建物取引業協会

〒950-0084 新潟市中央区明石1丁目3-10 電話：025-247-1177

※電子データは下記新潟県ホームページに登載してあります。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/kariagejyutaku.html>

- (2) 保険更改の申込書については、下記に留意して作成するようお願いいたします。
- 各保険代理店様において、入居者様を「申込人(契約者)」の欄に印字した書類を用意されていると存じますが、この欄については修正することなくそのまま提出してください。提出いただいた後に宅建協会が「申込人(契約者)」の欄を宅建協会名義に修正します。
 - 申込人(契約者)と保険の対象の所有者及び所在地が異なることとなりますので、各保険代理店様において「保険の対象の所有者」及び「保険の対象所在地」の欄の記入をお願いいたします。
- (3) 申込人(契約者)の変更を含む今回の取扱い変更については、お手数ですが、各代理店様から入居者様へ御説明いただきますようお願いいたします。

- (4) また、すでに入居者様と契約の更改が行われた分につきましては、申込者の変更手続きをしていただきますようお願いいたします。

2 保険料の支払い

毎月10日までに保険更改の申込書の提出があった物件については、宅建協会から当月末までに別紙申請書に記載していただいた振込口座へお支払いいたします(毎月11日以降に提出があった場合には、翌月の月末にお支払いいたします)。

入金を確認された場合には、お手数でも宅建協会に領収書をお送り願います。

3 解約返戻金の扱い

入居者様が退去される場合は、「新潟県借上げ住宅明渡し届」を宅建協会に送付するようお願いしているところですが、今後はこれと併せて、解約返戻金の入金先を下記口座とするよう手続きを行うとともに、御入金の際に宅建協会に連絡くださるようお願いいたします。

第四銀行 新潟駅前支店(普通) 2055272

(口座名義人) (公社) 新潟県宅地建物取引業協会

(シャ. ニイガタケンタクチタテモノトリヒキギョウキョウカイ)

【お問い合わせ先】 新潟県県民生活・環境部 広域支援対策課
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 電話：025-282-1732